

久留米市行政組織条例の一部改正について（概要）

1 改正の内容

都市建設部防災対策課（所掌事務：防災及び消防団に関すること）を総務部へ移管します。

2 改正の趣旨

近年の災害発生状況（本市における昨年の浸水被害など）や今後想定される様々なリスクに的確に対応していくためには、より機能的な組織体制を構築していく必要があります。

その上で、今回の改正は、災害対策を強化する様々な施策（ソフト・ハード）の一つとして行うものです。

災害対策は組織をまたがる課題であることから、スタッフ部門である総務部へ移管することで、危機事象に全庁的かつ総合的に対応するとともに、非常時の災害対策本部機能を強化（指揮命令の明確化など）するものです。

◇久留米市行政組織条例（抜粋）

総務部

- (1) 市議会及び行政一般に関すること。
- (2) 情報化の推進に関すること。
- (3) 職員の人事、研修及び厚生に関すること。
- (4) 行財政改革に関すること。
- (5) 管財に関すること。
- (6) 情報公開制度及び個人情報保護制度に関すること。
- (7) 契約監理及び検査に関すること。
- (8) 防災及び消防団に関すること。**

都市建設部

- (1) 都市計画及び区画整理に関すること。
- (2) 防災及び消防団に関すること。**
- (3) 住宅及び建築に関すること。
- (4) 公園及び緑地に関すること。
- (5) 土木に関すること。

○附則：久留米市水防協議会条例の一部改正

行政組織条例の改正に伴い、市の附属機関である「久留米市水防協議会」の庶務を、都市建設部（防災対策課）から総務部へ移管します。

◇久留米市水防協議会条例（抜粋）

（庶務）

第8条 協議会の庶務は、都市建設部において処理する。



総務部

※水防協議会（水防法第34条）

市は、水防計画その他水防に関し重要な事項を調査審議させるために、水防協議会を置くものとする。水防協議会に関し必要な事項は、法第34条に定めるもののほか、条例で定めるものとする。